

PR動画・デジタル営業資料作成に補助金を交付します

埼玉県は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い必要となる、新しい生活様式に対応した販路開拓や営業活動を行う**製造業を営む県内中小企業**に対して、補助金を交付します。

オンラインでの営業に必要となるデジタル資料全般の作成を支援する支援メニュー1と、オンライン展示商談会参加用の動画作成に特化した支援メニュー2を用意し募集します。



埼玉県マスコット
さいたまっち&コバトン

補助金募集の概要

募集期間 支援メニュー1:令和2年11月18日(水)～令和2年12月11日(金) 17時
支援メニュー2:令和2年11月18日(水)～令和2年11月30日(月) 17時

事業期間 補助金交付決定後、令和3年2月28日までに補助事業を実施し、
令和3年3月15日までに事業実施報告書を提出してください

※申請書類のダウンロード及び補助の詳細については、下URLを参照してください

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hanrokaitaku_dougasakusei.html

支援メニュー1 コンテンツ等作成支援事業

【補助内容】

インターネットを通じた非対面での営業活動を行うために必要な動画等のコンテンツ(デジタル営業資料)の作成と専門家の助言を受けるための費用に対して補助します。

【補助対象経費】

動画等コンテンツ作成のために外注(委託等)する費用
専門家の助言を受けるための費用

【補助率・補助上限額】

補助率:補助対象経費の1/2以内
補助上限額:25万円

御利用例

・なかなか更新できない自社のホームページに、動画を掲載するなどリニューアルしたい。

・ZOOM等を使用した営業に活用する、デジタル営業資料が欲しい。

・ネットによる営業について専門家の助言を受けたい。

支援メニュー2 オンライン展示商談会動画作成事業

【補助内容】

オンライン展示商談会に出展するにあたり必要となる、自社の事業や製品、技術等をPRするための動画作成に対して補助します。

【補助対象経費】

動画作成のために外注(委託等)する費用

【補助率・補助上限額】

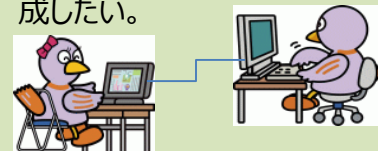
補助率:補助対象経費の1/2以内
補助上限額:15万円

※ただし、オンライン彩の国ビジネスアリーナに出展する場合は、補助率2/3以内、補助上限20万円

御利用例

・オンライン展示商談会に参加したいが、PR動画を持っていないため、作りたい。

・他社に見劣りのしない、PR動画をプロの手を借りて作成したい。



問合せ先 埼玉県産業労働部産業支援課

支援メニュー1 技術支援担当
電話 048-830-3777

支援メニュー2 経営革新支援担当
電話 048-830-3910



補助金申請の流れ

補助メニューの選択

貴社のニーズに応じて、支援メニュー 1 または 2 を選択します。表面や下補助金の利用例も参考にしてください

補助金申請書の入手

県のホームページにアクセスして補助金交付申請書および、説明書類をダウンロードしてください。

補助金申請書の提出

補助金交付申請書に記入するとともに、必要な添付書類とともに県に提出してください。

補助金の利用例

支援メニュー1の利用例

- 更新していないホームページに動画を載せるなどの改築を実施
- オンライン営業を進めていく上での問題点を専門家が助言
- 作成したデジタル資料を使って、ロールプレイング研修他を実施
- 対面でのサンプル品の提示に代わる、効果的な営業手法を構築

〔ポイント〕

デジタル資料を作成するとともに、専門家の助言を利用し営業体制全般を整備

支援メニュー2の利用例

- 展示商談会がオンラインで開催されることを受け、事業を説明するための動画の作成が急務
- プロの手により、他社に見劣りのしない動画を作成
- オンライン展示商談会をきっかけとしたオンライン営業の試み

〔ポイント〕

オンライン展示商談会の参加に必要なPR動画作成をピンポイントで実施

Q&A

Q.当社は製造業ではないが、この補助金は利用できないのか。

A.申し訳ありません。支援メニュー 1、2ともに製造業が対象となります。

Q.すでに動画を作成した。その経費について補助金を申請できるか。

A.申し訳ありません。交付決定後の経費が補助対象となります。

Q.支援メニュー 1 では専門家の助言も補助対象となるようだが、具体例を示して欲しい。

A.例えば、社内の営業体制の見直し、作成が必要なデジタル資料の洗い出し、作成したデジタル資料を使用した研修などにも御利用いただけます。

Q.支援メニュー 1 では、専門家の助言を受けることが必須なのか。

A.専門家の助言は任意ですので、コンテンツ作成だけの御利用も可能です。

Q.支援メニュー 1 で、専門家の助言を受けたいが、心当たりがない。どうすればよいか。

A.県の中小企業支援機関で専門家探しのアドバイスをいたします。

Q.支援メニュー 1 で補助対象としているコンテンツはどんなものか。

A.例えば企業PR動画や製品技術PR動画・画像などネットで掲載・提示可能なものが対象です。

Q.支援メニュー 2 で作成した動画はオンライン展示商談会に掲載するのが必須なのか。

A.必須となります。実績報告の際にオンライン展示商談会への掲載がわかる資料を添付いただきます。また、交付申請いただく際は、すでにオンライン展示商談会の出展申込みをしている必要がございます。

Q.支援メニュー 2 で作成する動画の規格等に条件はあるか。

A.ございません。しかしながら、オンライン展示商談会によっては掲載できる動画の規格等に基準が設けられている場合がございますので、あらかじめ御確認ください。